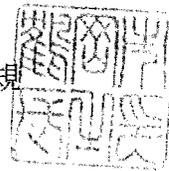


日本共産党鶴岡市議団 様

鶴岡市長 榎本政規



三川町の一般廃棄物処理の受入れについて

平成28年3月23日付け「三川町との廃棄物処理を巡る問題についての質問と申し入れ」に対して下記のとおり回答します。

記

1. 三川町の一般廃棄物処理の受入れについて

本市では三川町議会での答弁内容について関知していないところではありますが、三川町の一般廃棄物処理に関しては現在でも合併が最良の解決策であると考えており、平成19年に「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する協定」を締結して以降、鶴岡市が処理を受託するのは三川町が自立するまでの当面の措置との立場を一貫して維持してきております。ただし現時点では、新焼却炉をはじめとした施設整備を最優先の課題として、まずはその実現に向けてあらゆる努力をすべきと考えております。

今後の方針につきましては、3月10日付け三川町長宛て文書に記載のとおり決定済であります。具体的には、まず本市において処理にかかるすべての費用を含めたあらゆる項目に関する検討を行い、その金額が確定した段階で三川町に対して負担額を提示し、両者の協議を経て決定することとしております。

2. 循環型社会形成推進地域計画に係る変更報告書の提出について

このたび、循環型社会形成推進地域計画に係る変更報告書を提出するに当たり事務処理の不手際があったことにつきましては、すでに関係職員から事務処理の経過を聴き取りの上、不適正な事務処理が認められた職員について処分済でありますことから、今後この件に関して再調査することはないものと考えております。

三川町建設環境課にはお詫びの上で誠意をもって変更内容を説明しており、両者合意のもとで近日中に変更計画書を再提出する予定です。

3. 今後の進め方について

今後は国・県の指導のもとで、当初のスケジュールに従って建設計画を推進してまいります。また同時に、三川町の一般廃棄物処理の受入れに関して、処理にかかるすべての費用を含めたあらゆる項目について検討する作業を進めてまいります。両市町長が面談する機会については、事務的な協議が全て完了した段階で設定することとして考えております。

なお、このたび三川町の一般廃棄物処理に関する問題は、平成16年と18年の二度にわたり三川町が合併協議から離脱したことが原点となっているものであり、そのため自治体としての品格が問題にされるとすれば、本市ではなく当時の三川町の行動ではないかと考えるところであります。